高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部改正について

１　条例改正の趣旨

　　知事の権限に属する事務のうち、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づき、重点地域内で行為を行う場合の書類の受理及び審査、通知等一連の事務について、協議の調った四万十市が市の権限で処理できるよう改正を行うものである。

２　事務の流れ

現　行

　　　　　　　　・許可

　　　　　　　　・中止命令

　　　　　　　　・立入調査等

審 査

受 理

許可申請等

通知等

改正後

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・許可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・中止命令

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・立入調査等

審 査

受 理

許可申請等

通知等

３　その他

　○流域市町５市町（四万十市・梼原町・四万十町・津野町・中土佐町）のうち、四万十市を除く４市町は、すでに権限移譲済み。

　○流域５市町とも景観行政団体となっており、景観条例及び景観計画を定め、それぞれの市町が連携を図りながら、まちづくり、景観保全についてより一層主体的に取組むことが可能となる。